【 重 要 事 項 説 明 書 】

訪問看護サービスのご案内

１　目的

訪問看護サービスは、介護保険または医療保険制度を利用される利用者を対象に、介護支援専門員が立てた居宅サービス計画（ケアプラン）または主治医の訪問看護指示書に基づき、要介護状態または様々な障害を抱えながらも住み慣れたご自宅で日常生活を過ごしていただけるように、利用者の状態に応じたサービスを提供します。このサービスは、介護保険法または医療保険法の基本理念に基づき、生活の質の確保を重視し、健康管理・全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養生活が継続できるように支援することを目的とします。

２　運営方針

看護とリハビリテーションを目標に、医学・福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をいたします。関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、努力と理解のもとに適切な運営を図ります。

３　事業所の概要

（１）事業所の名称等

介護保険事業所番号	2264190121		
事業所名	訪問看護ステーションほたるしずおか		
管理者	山田　紗矢香		
所在地	静岡県静岡市清水区中之郷一丁目１番１８号		
電　話	054－344－3631	ＦＡＸ	054－344－3635

（２）スタッフの体制

サービスを提供する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

2026 年 6 月 1 日 現在

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1	―	所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をする等、適切な事業の運営が行われるように統括します。
看護師	4	6	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当します。
理学療法士	3	2	訪問看護計画書及び報告書を作成し、在宅における理学療法を担当します。
作業療法士	1	1	訪問看護計画書及び報告書を作成し、在宅における作業療法を担当します。
言語聴覚士	0	2	訪問看護計画書及び報告書を作成し、在宅における言語療法を担当します。
事務職員	0	2	必要な事務を行います。

（3）営業概要

営業日	月曜日から金曜日 （ただし、12 月 30 日から 1 月 4 日を除く）
営業時間	8 時 30 分から 17 時 30 分

4 サービス内容

前述の目的を達成するために提供するサービスの内容は次のとおりです。

（1）療養上の世話

ア. 観察・アセスメントにより病状の変化を早期に捉えて対応します。

イ. 薬の飲み忘れや副作用チェックなどの服薬管理を行います。

ウ. 清潔の管理・援助を通して、全身状態を観察します。

エ. 経管栄養・生活習慣病治療食などの支援を行います。

オ. 低栄養や偏った食生活を防ぐバランスのとれた食生活を利用者の実態に即して援助します。

カ．緊急時の受入れと対応を行います。

キ．主治医・介護支援専門員（ケアマネージャー）・他のサービス担当者と連携します。

（２）診療の補助

ア．褥瘡や創傷の処置を行います。

イ．医療機器の操作援助と管理（人工呼吸器・在宅酸素・在宅中心静脈栄養等）を行います。

ウ．医療処置の援助と管理（人工肛門造設・経管栄養・留置尿・吸引等）を行います。

エ．糖尿病や精神疾患・認知症患者の病状管理を行います。

オ．在宅ホスピス・ターミナルケアを受けている癌患者の看護を行います。

カ．外来通院により化学療法を受けている方への看護を行います。

キ．日帰り手術を受けた場合等の早期退院後の看護を行います。

（３）リハビリテーションに関すること

ア．転倒防止や筋力維持のため、生活の中で行える日常生活の援助とリハビリテーションを行います。

イ．運動機能の低下や閉じこもりを防ぎ、外出などへの意欲を高め、「活動」を行うためのコーディネートを実施します。

尚、訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションであり、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問するものです。したがってリハビリテーション利用の利用者様においても心身の状態等の把握評価の為、初回訪問時及び一定期間毎に看護職員が訪問いたします。

（４）家族支援に関すること

ア．介護する家族にアドバイスを行います。

イ．家族の休息のために関わりを持ちます。

５　利用料

（１）利用料

利用料は、介護保険または医療保険制度によって定められた割合が給付され、残りの金額が利用者のご負担となります。

（２）交通費

別表「サービス提供地域一覧」にお住まいの利用者については、原則交

通費は無料、それ以外の地域にお住まいの利用者は、所定の交通費をご負担いただきます。

（３）ご利用料金等に関しては、別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。なお、この一覧表はあくまで参考であり、介護保険または医療保険に関する改定、利用回数の変更、身体状況の著しい変化、住所（訪問先）の変更等によって変動する場合があります。

（４）利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座振替によるものとします。毎月末日締め、ゆうちょ銀行は翌月２５日、その他金融機関は翌月２７日（当日がゆうちょ銀行その他金融機関の休業日である場合はその翌日）が振替日となります。

（５）サービス提供に伴い、必要となる実費等につきましては、別表「ご利用料金一覧表」内の「保険適用外料金」をご参照下さい。

６　介護保険における加算

（１）緊急時訪問看護加算

当事業所は、定期訪問看護以外に、緊急時の訪問を行っております。緊急時の訪問とは、利用者やご家族の皆様が安心して療養生活を送るために支援するサービスです。定期の訪問看護日時以外に、利用者やご家族の電話相談にお答えすることができます。また、相談内容によっては、看護師が直接ご自宅を訪問し、利用者の状態観察やその時の状態にあった看護を行う仕組みとなっております。

この加算は、24 時間対応の体制をとる事から、利用の有無に係わらず、ひと月毎の定額料金となっております。また緊急訪問した場合は、ご利用毎に別途定められた訪問料金が発生いたしますので、ご注意下さい。

（２）特別管理加算

この加算は、特別な管理を要する利用者（厚生労働大臣が定める状態にあるもの）について対象となります。詳細につきましては、別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。

（３）夜間・早朝加算、深夜加算

夜間・早朝、深夜に計画に基づいた訪問看護を実施した場合及び、１ヶ月の中で２回以上の緊急時訪問を行なった場合、２回目以降の訪問が下記時間帯の場合は、別途定められた訪問料金に算定されます。

加算される時間帯は次のとおりです。

ⅰ）早朝６時から８時まで、　夜間１８時から２２時まで
⇒　ご利用料金の２５％が加算されます
ⅱ）深夜２２時から早朝６時まで
⇒　ご利用料金の５０％が加算されます

（４）複数名訪問看護加算

同時に複数の看護師等が、または看護師等と看護補助者が訪問看護を行う場合には、下記のいずれかの算定要件に該当する限りにおいて、複数名訪問看護加算が発生します。詳細につきましては、別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。算定要件は下記ⅰ～ⅲの通りです。

ⅰ）利用者の身体的理由により、一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる
ⅱ）暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる
ⅲ）その他利用者の状況等から判断して、ⅰ）又はⅱ）に準ずると認められる

（５）その他の加算

また、利用者の状況や当事業所の状況に応じて、特にお申込みがなくても、別表のとおり自動的に加算・減算がされる場合があります。（サービス提供体制強化加算・訪問看護回数超過等減算・介護職員等処遇改善加算等）

７　医療保険における加算

（１）２４時間対応体制加算

この加算は、24 時間対応の体制をとるため、利用の有無に係わらず、月単位の定額（自己負担は医療保険制度に基づく）となっており、ご利用毎に別途定められた訪問料金が発生いたしますので、ご注意下さい。

（２）緊急訪問看護加算

訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外で、利用者や家族などの緊急の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、連携する訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合に、１日につき１回に限り加算できます。

訪問後、速やかに主治医に報告します。

（３）特別管理加算

特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理のもと、訪問看護を行った場合に発生します。詳細につきまして

は、別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。

（４）複数名訪問看護加算

看護職員が同時に他の看護師等と、または看護補助者と訪問看護を行う場合には、下記のいずれかの算定要件に該当する限りにおいて、複数名訪問看護加算が発生します。詳細につきましては、別表「ご利用料金一覧表」をご参照下さい。算定要件は下記ⅰ～ⅶの通りです。

ⅰ）末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者

ⅱ）特別管理加算の対象者

ⅲ）特別訪問看護指示期間中であって訪問看護を受けている利用者

ⅳ）暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる利用者

ⅴ）利用者の身体的理由により、一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者

ⅵ）その他利用者の状況等から判断して、ⅰ）からⅴ）のいずれかに準ずると認められる者

ⅶ）精神科訪問看護の場合は、主治医の指示による者

（５）その他の加算

また、利用者の状況や当事業所の状況に応じて、特にお申込みがなくても、別表のとおり、自動的に加算がされる場合があります。（ベースアップ評価料・訪問看護医療 DX 情報活用加算・訪問看護物価対応料　等）

８　サービスをご利用いただくに際しての注意事項

（１）訪問看護指示書の更新について

本サービスは主治医が作成した訪問看護指示書に沿って提供しており、指示書の期限が切れた場合、サービスを提供することができません。

受診されない期間が長くなりますと指示書を作成していただけないことがありますので、定期的な受診をお願いいたします。

（２）利用中止のご連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止する場合には、サービス利用の前々日（１７時３０分）までに事業所までご連絡下さい。

（３）キャンセル料について

上記期限後のキャンセルは、次のとおりキャンセル料が発生いたしますのでご了承下さい。ただし、容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合においては、この限りではありません。

ⅰ）サービス前々日１７時３０分までにご連絡いただいた場合

・・・無料

ⅱ）前日１７時３０分までにご連絡いただいた場合

・・・利用料金の５０％

ⅲ）それ以外の場合・・・利用料金の１００％

（４）キャンセル時の交通費のご負担について

訪問にお伺いして、利用者のご都合でサービスの提供ができなかった場合は、前項に定めるキャンセル料のほかに、所定の交通費をいただく場合がございます。

（５）災害時等の対応について

本契約期間中または本サービスの提供中であっても、天災等により看護師等の生命・身体に危険が生じるなど、本サービスを提供することが不可能または著しく困難な状況が生じたときは、本サービスの提供を中止する場合がございます。

（６）他社ステーション等の訪問看護との併用利用について（医療保険）

医療保険での訪問看護をご利用される場合、１月のうち１事業所のみが算定可能となります。他のステーション、または病院・診療所が行う訪問看護と併用利用される場合は、２ヶ所目以降は全額実費負担となります。ただし、次の条件に該当する場合はこの限りではありません。

特別訪問看護指示書が交付されており、指示期間中、週４日以上の訪問看護が計画されている利用者	２ヶ所までは医療保険で算定できます
厚生労働大臣が定める疾患等（神経系難病…脊髄小脳変性症・筋萎縮性側索硬化症等）に該当する利用者	２ヶ所までは医療保険で算定できます
厚生労働大臣が定める疾患等に該当し、週７日間の訪問看護が計画されている利用者	３ヶ所までは医療保険で算定できます

なお、前述の条件に該当する利用者であっても、同日に複数の事業所による訪問看護を利用された場合は、１カ所のみ医療保険での算定となり、２ヶ所目以降は全額実費負担となりますのでご注意下さい。ただし、２ヶ所目以降の事業所が緊急訪問を行った場合、算定条件に合えば緊急訪問看護加算の保険算定ができる場合があります。

（７）医療証・保険証類の呈示について（医療保険）

毎月の初回訪問時には、期限の更新や変更の有無を確認させていただきますので、必ずお持ちの医療証・保険証類を担当スタッフへご呈示下さい。

オンライン資格確認（マイナ保険証）の場合は、毎月の呈示は必要ありませんが、マイナ保険証と連動していない助成を受けている受給者証等のご呈示をお願いします。

（８）損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険（行政機関の指導に基づき加入しているもの）の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。

（９）施設・物品の利用について

訪問にお伺いする担当スタッフは、感染予防のための手洗い等をはじめ、サービスの提供に伴い必要な範囲において、訪問先の施設・物品を利用させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

（10）その他注意事項について

サービス提供の際のトラブルを避けるため、以下の事項にご留意下さい。

① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取扱いはできません。

② 事業所及び看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮ください。

９ 緊急時の対応

（１）看護師等は、サービス提供に伴う事故や病状の急変等、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとします。

（２）看護師等は、しかるべき処置を行い、速やかにご家族、主治医及び介護支援専門員に報告します。

（３）治療や検査等が必要となる事故については、市町村に報告するとともに、再発予防に向けた必要な措置を講じます。

１０ 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得たお客様の個人情報等につきましては、当事業所の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

１１　虐待の防止のための措置

虐待の発生の防止、早期発見及び再発を防止するため、下記の措置を講じます。

（１）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その結果について全職員に十分に周知します。

（２）虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

（３）虐待等を把握した場合は、迅速に市町村等の行政機関に連絡し、協力のもと再発防止に努めます。

１２　身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、下記の措置を講じます。

（１）緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

（２）身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１３　サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

（１）サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

訪問看護ステーションほたるしずおか
担当者：山田　紗矢香（管理者）
連絡先：054－344－3631

（２）利用者は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

＜主な相談窓口＞

静岡県国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口	054－253－5590
静岡県	医療安全相談窓口	054－221－2593
静岡市	静岡市介護保険課事業者指導第二係	054－221－1377

以　上